

**小千谷市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

**令和5年3月
小千谷市**

目次

1 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る日本及び小千谷市の動向	2
2 基本的事項	3
(1) 目的	3
(2) 計画期間・基準年度	3
(3) 対象とする範囲	4
(4) 対象とする温室効果ガス	4
(5) 温室効果ガスの算定方法	4
(6) 計画の位置付け	3
3 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 温室効果ガス総排出量の推移	5
(2) 温室効果ガス排出量の状況	6
4 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 温室効果ガスの削減目標	8
(2) 項目別の削減目標内訳	9
5 温室効果ガス削減に向けた取組	11
(1) 重点的な取組	11
(2) 職員の日常の取組	12
6 進捗管理体制と進捗状況の公表	13
(1) 推進体制	13
(2) 点検・評価・見直し体制	14
(3) 進捗状況の公表	14
7 参考資料	15

1 背景

(1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議(COP21)が開催され、法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る日本及び小千谷市の動向

日本においては、2020年10月、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言(2050年カーボンニュートラル)、翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

小千谷市においても、2021年11月の市議会定例会において、2050年までに市内の温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けた取組みを進め、カーボンニュートラル社会の実現を目指すこと表明しました。

■日本及び本市の地球温暖化対策の動向

日本	2020年10月	菅内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル宣言 ⇒ 2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ(カーボンニュートラル)を目指す
	2021年4月	2030年温室効果ガス排出削減目標を新たに設定 ⇒ 2030年度46%削減を目指し、更に50%の高みに向けて挑戦
	2021年5月	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立 ⇒ パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念を定立 ⇒ 地域の再生エネルギーを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度の創設
	2021年10月	地球温暖化対策計画の閣議決定 ⇒ 「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標等の実現に向けて、対策・施策を記載
小千谷市	2020年3月	「小千谷市エネルギービジョン」の策定 ⇒ 本市の再生可能エネルギーの導入可能性や今後のエネルギー施策の基本方針を整理
	2021年3月	「第二次小千谷市環境基本計画」の中間見直し ⇒ 温室効果ガスの排出量実質ゼロの脱炭素社会の実現に向けて取組む方針を明記
	2021年11月	市長が市議会定例会で「ゼロカーボンシティ」を表明 ⇒ 2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことを表明

2 基本的事項

(1) 目的

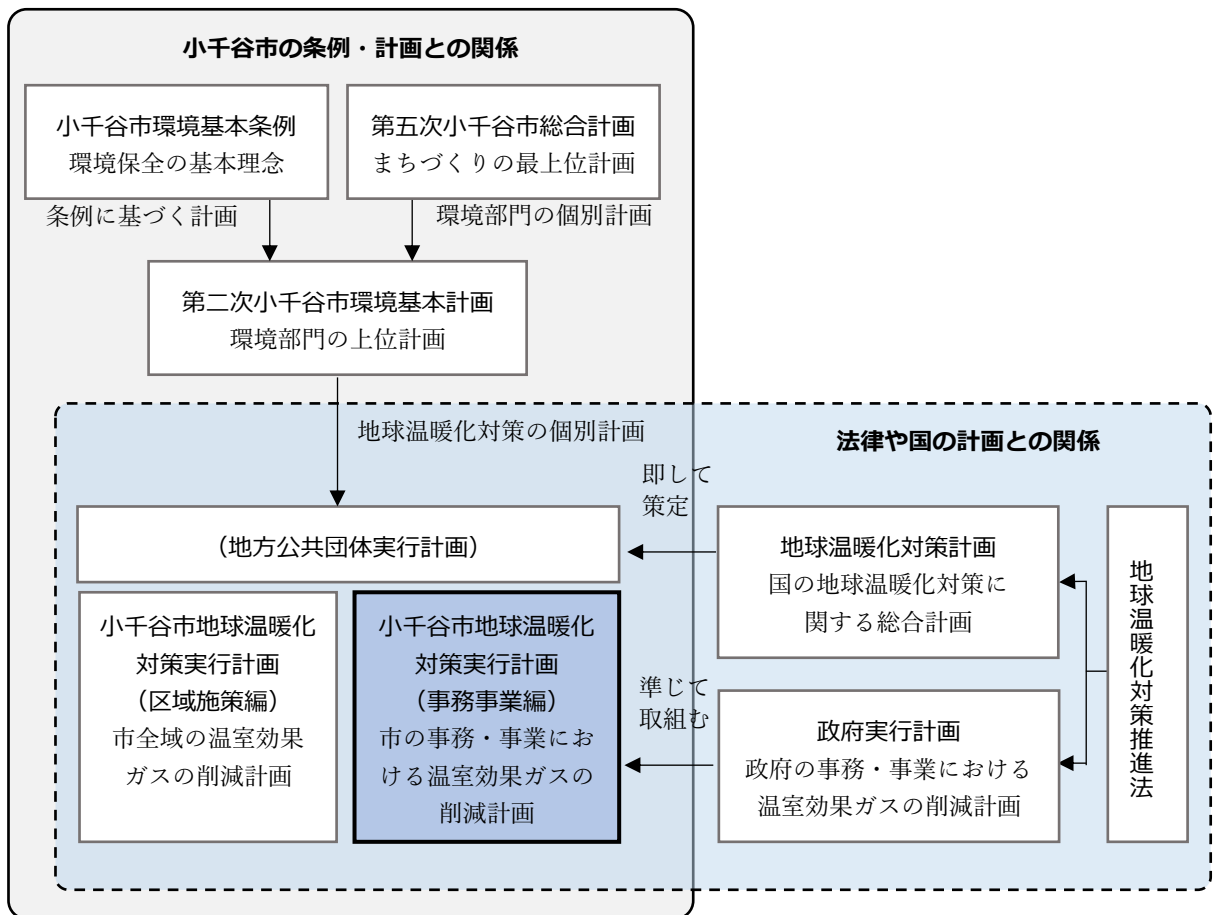
小千谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づく計画で、地球温暖化対策計画に即して、小千谷市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスを削減することを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく、市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する「地方公共団体実行計画」であり、「第二次小千谷市環境基本計画」における地球温暖化対策の個別計画となります。

また、市全域の地球温暖化対策について定める「小千谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の、目標達成のための一つの取組でもあります。

■本計画の位置付け



(3) 計画期間・基準年度

国の「地球温暖化対策計画」に順じ、計画期間は、2023 年度から 2030 年度末までの 8 年間とします。また、基準年度についても、国の計画に順じ、2013 年度とします。

また、計画期間の中間年度である 2026 年度において、国・県等の動向を踏まえながら、計画の見直しを行います。

■計画期間のイメージ

項目	年度											
	2013 (H25)	…	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	
期間中の 事項	基準 年度		計画 策定	計画 開始			計画 見直し				目標 年度	
計画期間				→								

(4) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、地方公共団体として小千谷市が実施する全ての事務・事業とし、市長部局以外（教育委員会、公営企業等）の施設及び指定管理者が管理する施設についても対象とします。対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(5) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の温室効果ガスのうち、「二酸化炭素 (CO₂)」、「メタン (CH₄)」、「一酸化二窒素 (N₂O)」及び「ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)」の4種類を対象とします。

なお、「パーフルオロカーボン (PFC)」、「六ふっ化硫黄 (SF₆)」及び「三ふっ化窒素 (NF₃)」は、本市の事務・事業において排出される可能性が極めて低いことから、対象外とします。

■温室効果ガスの種類と本計画の対象

種類	対象	主な活動（発生源）	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	○	電気、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガスの使用等	1
メタン (CH ₄)	○	廃棄物の焼却、自動車の走行、下水・し尿の処理等	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	○		298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	○	カーエアコンの使用等	1,430
パーフルオロカーボン (PFC)	×	半導体製造用や電気部品等の不活性液体等	7,390～17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	×	変電設備に封入される電気絶縁ガス等	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	×	液晶パネルの製造工程等	17,200

(6) 温室効果ガスの算定方法

本計画における温室効果ガスの算定方法は、国が示す「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に従い、本市のエネルギー使用量を集計し、次の数式により算出します。

■温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量 【t-CO ₂ 】	=	活動量 <small>エネルギー 使用量</small>	×	排出係数 <small>活動量から 温室効果ガス 排出量を 算定する換算値</small>	×	地球温暖化係数 <small>二酸化炭素を基準に 他の温室効果ガスが どれだけの温室効果 があるかを示した数</small>
-----------------------------------	---	-------------------------------------	---	--	---	---

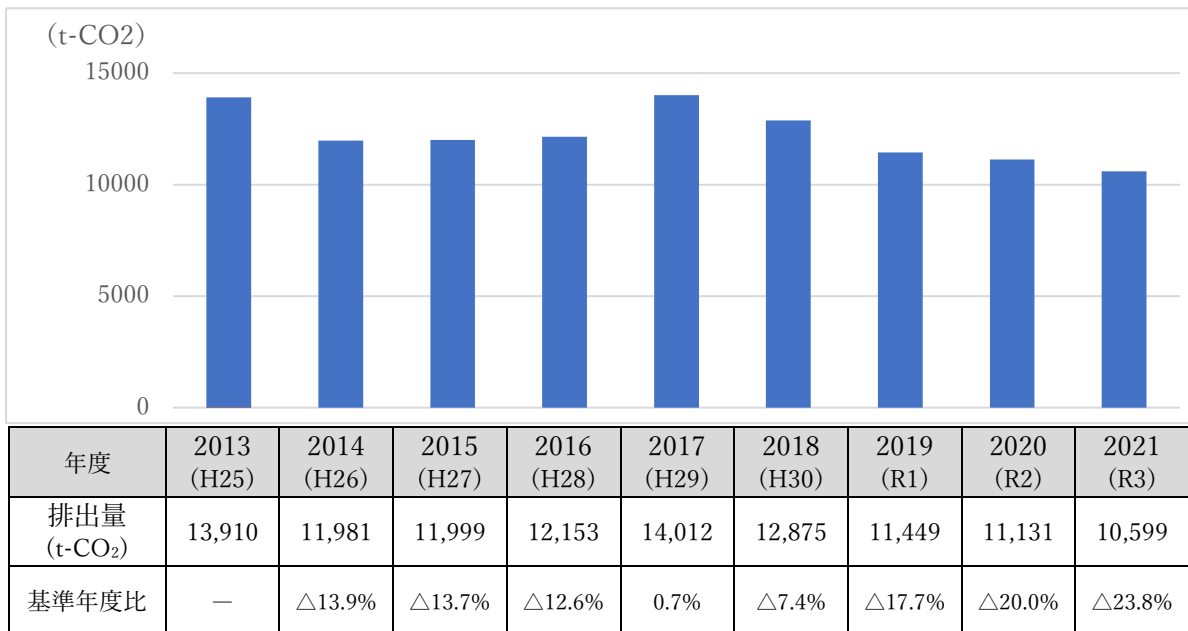
3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量の推移

小千谷市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である 2013 年度において、13,997 t-CO₂ となっています。直近の 2021 年度では、10,599 t-CO₂ となっており、基準年度比で約 24% 減少しています。

直近年度における温室効果ガスの内訳は、CO₂ が約 98% を占めており、今後の削減余地が大きいことがわかります。

■小千谷市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の推移



■直近年度（2021 年度）の温室効果ガス排出量の割合

温室効果ガスの算定項目	温室効果ガス 総排出量(t-CO ₂)	温室効果ガス排出量の内訳(t-CO ₂)			
		CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC
電気の使用	4,829.5	4,829.5			
一般廃棄物の焼却	2,969.2	2,767.8	0.3	201.1	
都市ガスの使用	2,082.8	2,056.9	22.8	3.2	
ガソリンの使用	272.0	272.0			
軽油の使用	183.6	183.6			
灯油の使用	178.1	177.5	0.4	0.3	
A 重油の使用	33.7	33.7			
下水・し尿の処理（処理場）	32.2		13.9	18.3	
LPG の使用	11.4	11.4	0.01	0.002	
自動車の走行	5.0		0.3	4.8	
カーエアコンの使用	1.4				1.4
し尿・雑排水の処理（浄化槽）	0.3		0.2	0.1	
合計 (構成比)	10,599.2 (100%)	10,332.4 (97.5%)	37.7 (0.4%)	227.8 (2.1%)	1.4 (0.01%)

※表中の数値は、小数点を四捨五入により調整しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

(2) 温室効果ガス排出量の状況

① 施設分類別の排出状況

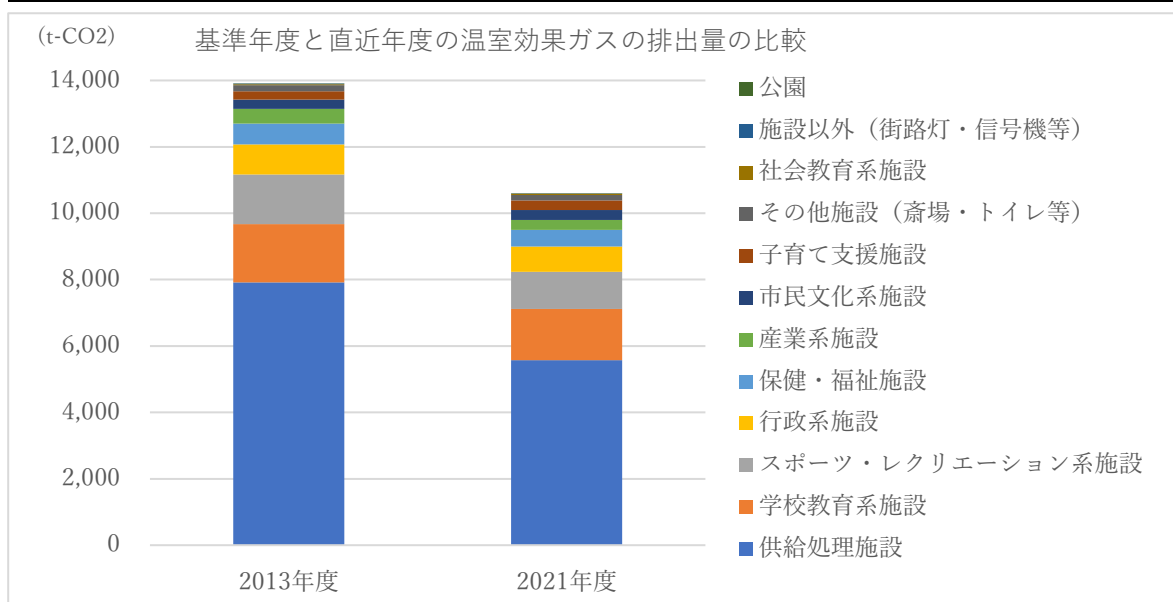
施設分類別に見ると、温室効果ガス排出量の多くを占める供給処理施設において排出量が大きく削減されています。これは、クリーンスポット大原・衛生センター清流園で処理量の動向を踏まえて最適な規模の設備や省エネ型の機器に更新したこと、小千谷浄水場の施設更新によって規模が適正化されたこと等により、エネルギー使用量の削減につながったものと考えられます。

それ以外の施設においても、照明のLED化や東日本大震災を踏まえた節電等の運用改善に取り組んだことにより排出量が削減しています。また、2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響があったことから、スポーツ・レクリエーション系施設等の集客施設においては、施設利用者が減ったこともエネルギー使用量減少の一因と考えられます。

市民文化系施設、子育て支援施設、社会教育系施設では排出量が増加していますが、これは、それぞれ市民学習センター、健康・こどもプラザ、若栃民具収集庫等を対象に加えたことによるものです。

■ 基準年度と直近年度の温室効果ガスの排出量比較（施設分類別）

施設分類	基準年度(2013)		直近年度(2021)		基準年度比 増減率
	排出量 (t-CO ₂)	構成比	排出量 (t-CO ₂)	構成比	
供給処理施設	7,916.4	56.9%	5,575.1	52.6%	△ 29.6%
学校教育系施設	1,754.9	12.6%	1,537.3	14.5%	△ 12.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	1,495.9	10.8%	1,125.1	10.6%	△ 24.8%
行政系施設	904.6	6.5%	759.7	7.2%	△ 16.0%
保健・福祉施設	631.3	4.5%	497.3	4.7%	△ 21.2%
産業系施設	436.7	3.1%	301.5	2.8%	△ 31.0%
市民文化系施設	281.5	2.0%	298.6	2.8%	6.1%
子育て支援施設	250.7	1.8%	289.2	2.7%	15.3%
その他施設（斎場・トイレ等）	183.6	1.3%	162.0	1.5%	△ 11.8%
社会教育系施設	35.6	0.3%	40.5	0.4%	13.6%
施設以外（街路灯・信号機等）	17.0	0.1%	11.2	0.1%	△ 34.2%
公園	1.2	0.01%	1.7	0.02%	40.8%
合計	13,909.7	100.0%	10,599.2	100.0%	△ 23.8%



② 算定項目別の排出状況

算定項目別で見ると、電気の使用、一般廃棄物の焼却、都市ガスの使用の3種類からの排出が9割以上を占めています。

電気の使用は、設備能力の最適化、機器の省エネ型への更新、照明のLED化等により、使用量が削減されています。また、温室効果ガス排出量の算定の際に使用する電気事業者の排出係数が小さくなったことも排出量の削減に影響しています。

一般廃棄物の焼却は、ごみの処理量は減少していますが、ごみに含まれるプラスチック類の比率が増加したことにより、CO₂排出量が増加しています。

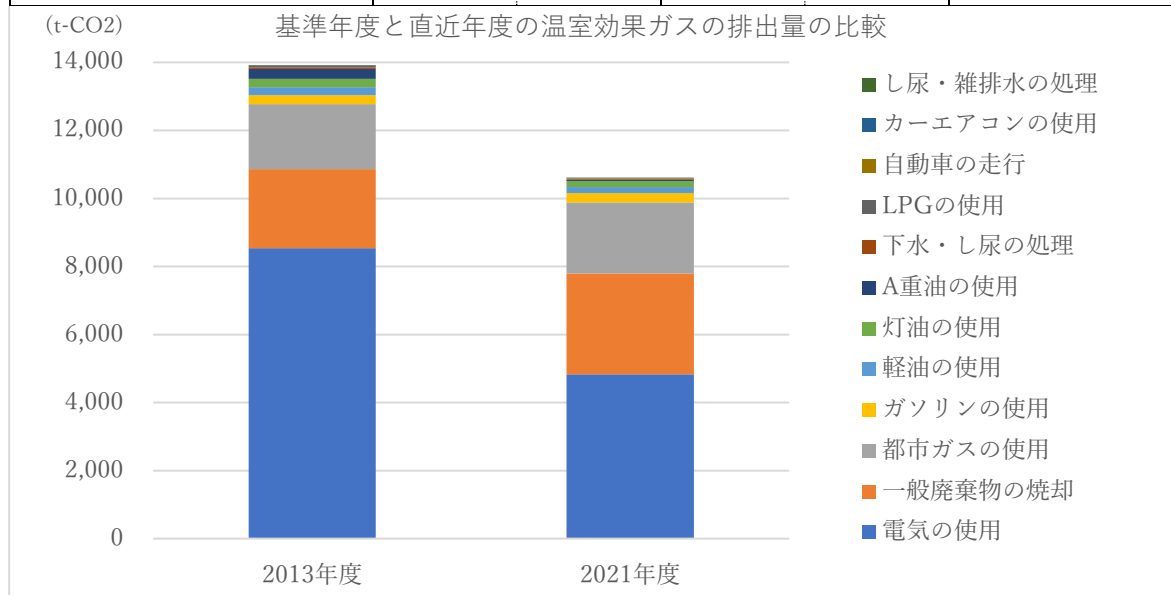
都市ガスの使用は、暖房のエネルギー源を灯油から都市ガスに転換したことにより使用量が増加したと考えられ、それに伴って灯油の使用が減少しています。

ガソリンの使用は、公用車台数の増加や軽油からの転換により使用量が増加しており、それに伴って軽油の使用が減少しています。

それ以外に減少した項目として、A重油の使用は、清流園の汚泥処理を時水清掃工場での処理に変更したこと、下水・し尿の処理は公共下水道接続区域の拡大や公共下水道への接続が進捗したこと、LPガスの使用は、使用する保育園が閉園したこと等の理由から、排出量が減少しています。

■ 基準年度と直近年度の温室効果ガスの排出量比較（算定項目別）

算定項目	基準年度(2013)		直近年度(2021)		基準年度比 増減率
	排出量 (t-CO ₂)	構成比	排出量 (t-CO ₂)	構成比	
電気の使用	8,537.1	61.4%	4,829.5	45.6%	△ 43.4%
一般廃棄物の焼却	2,324.1	16.7%	2,969.2	28.0%	27.8%
都市ガスの使用	1,914.4	13.8%	2,082.8	19.7%	8.8%
ガソリンの使用	256.7	1.8%	272.0	2.6%	6.0%
軽油の使用	240.4	1.7%	183.6	1.7%	△ 23.6%
灯油の使用	244.5	1.8%	178.1	1.7%	△ 27.2%
A重油の使用	293.3	2.1%	33.7	0.3%	△ 88.5%
下水・し尿の処理（処理場）	46.4	0.3%	32.2	0.3%	△ 30.7%
LPGの使用	46.1	0.3%	11.4	0.1%	△ 75.2%
自動車の走行	5.0	0.04%	5.0	0.05%	1.1%
カーエアコンの使用	1.3	0.01%	1.4	0.01%	6.7%
し尿・雑排水の処理（浄化槽）	0.3	0.002%	0.3	0.003%	0.0%
合計	13,909.7	100.0%	10,599.2	100.0%	△ 23.8%



4 温室効果ガスの排出削減目標

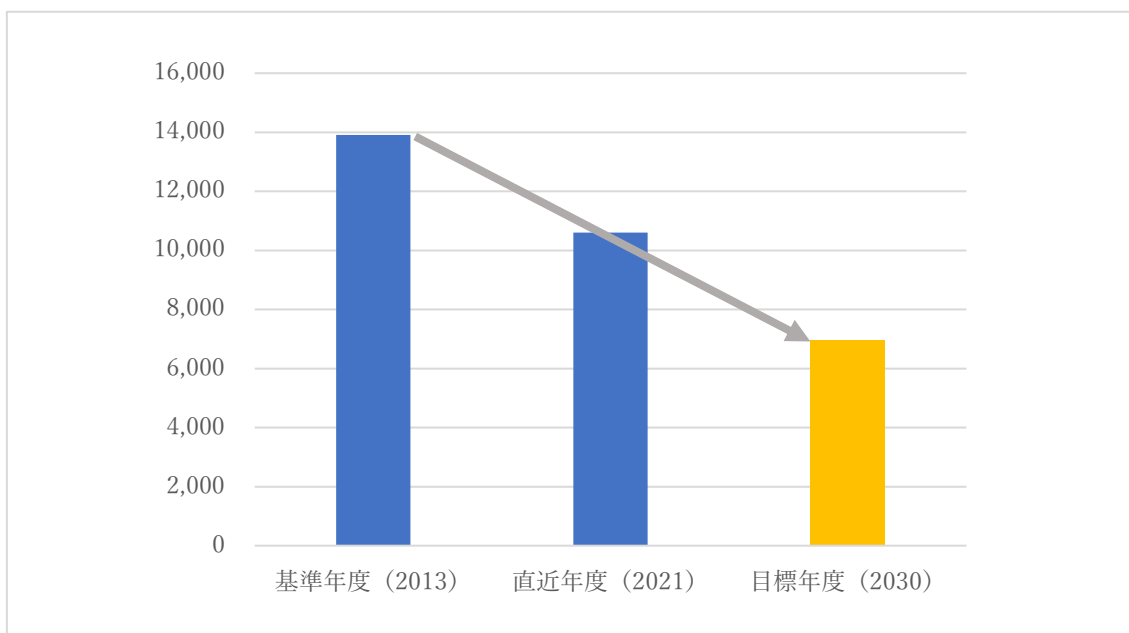
(1) 温室効果ガスの削減目標

政府の事務・事業における温室効果ガスの排出削減目標を定めた「政府実行計画」においては、2030年度までに2013年度比で50%削減することを目標としています。

小千谷市の事務・事業における温室効果ガスの排出削減目標についても、政府実行計画に準じた目標とし、次のとおり設定します。

小千谷市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、
2030年度までに2013年度比で**50%削減**することを目標とします。

■ 温室効果ガスの削減目標



項目	基準年度 (2013) ①	直近年度 (2021) ②	目標年度 (2030) ③	今後の必要削減量 (②-③)
温室効果ガス排出量	13,910 t-CO ₂	10,599 t-CO ₂	6,955 t-CO₂	3,644 t-CO₂
基準年度比	—	△23.8%	△50%	—

(2) 項目別の削減目標内訳

算定項目（エネルギー種別）によって、温室効果ガスの排出量が大きく異なり、また、市の事務・事業における利用方法や取り組むべきことも異なることから、全体の削減目標とは別に、算定項目毎に削減目標を設定することとします。

目標年度（2030年度）までに基準年度比で50%削減を達成するためには、直近年度比で約34%削減を達成する必要があります。

■算定項目別の削減目標

算定項目	実績値(t-CO ₂)		削減目標(t-CO ₂)		
	基準年度 (2013)	直近年度 (2021)	目標年度 (2030)	基準年度比 増減率	直近年度比 増減率
電気の使用	8,537.1	4,829.5	2,918.5	△ 65.8%	△ 39.6%
一般廃棄物の焼却	2,324.1	2,969.2	1,410.0	△ 39.3%	△ 52.5%
都市ガスの使用	1,914.4	2,082.8	1,978.7	3.4%	△ 5.0%
ガソリンの使用	256.7	272.0	244.8	△ 4.6%	△ 10.0%
軽油の使用	240.4	183.6	165.2	△ 31.3%	△ 10.0%
灯油の使用	244.5	178.1	160.3	△ 34.4%	△ 10.0%
A重油の使用	293.3	33.7	30.3	△ 89.7%	△ 10.0%
下水・し尿の処理（処理場）	46.4	32.2	29.0	△ 37.5%	△ 10.0%
LPGの使用	46.1	11.4	11.4	△ 75.3%	0.0%
自動車の走行	5.0	5.0	5.0	0.0%	0.0%
カーエアコンの使用	1.3	1.4	1.4	7.7%	0.0%
し尿・雑排水の処理（浄化槽）	0.3	0.3	0.3	0.0%	0.0%
合計	13,909.7	10,599.2	6,954.9	△ 50%	△ 34.4%

① 電気の使用

市の事務・事業においては、電気は、空調や照明、PCやコピー機等の事務機器等、最も幅広い用途に用いられるエネルギーであり、最も排出量が多い分野です。

今後は、無駄な使用をしないよう職員の行動を徹底するとともに、設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入によって電気使用量の削減を図ることで、目標年度までに直近年度比で約40%の削減を目指します。

② 一般廃棄物の焼却

一般廃棄物の焼却によって排出されるCO₂は、市民が排出するごみの処理量とごみに含まれるプラスチック類の比率に大きく影響されるため、市民一人ひとりの取組を促していく必要があります。

今後は、人口減少に伴ってごみの総量の減少が見込まれますが、さらなるごみの排出削減とプラスチック比率削減に向けた分別・リサイクルの周知に取り組むことで、直近年度比で約53%の削減を目指します。

③ 都市ガス、灯油の使用

市の事務・事業では、都市ガスは主に空調、灯油は主に暖房器具に用いられるエネルギーです。これらはいずれも化石燃料であり、使用によって温室効果ガスを排出します。

今後は、無駄な使用をしないよう職員の行動を徹底するとともに、設備の更新等に合わせ灯油からCO₂排出量のより少ない都市ガスへの転換や高効率なガス設備への入れ替え及び公共施設配置の適正化を進めることで、都市ガスは直近年度比で5%、灯油は10%の

削減を目指します。

④ ガソリン、軽油の使用

市の事務・事業では、ガソリン、軽油は自動車や一部の作業用機械に用いられるエネルギーです。いずれも化石燃料であり、使用によって温室効果ガスを排出します。

今後は、公用車・作業用機械の台数の見直しを図るとともに、可能な限り電気自動車（プラグインハイブリッド車含む。）や電気を用いる機械に更新することにより、排出量をそれぞれ直近年度比で10%削減することを目指します。

⑤ その他の項目

「A 重油の使用」及び「下水・し尿の処理」は、人口減少に伴う処理量の減少を見込み、それぞれ直近年度比で10%削減となることを見込んでいます。

それ以外の項目についても、全体に占める割合が低いことから、現状維持としています。

5 温室効果ガス削減に向けた取組

(1) 重点的な取組

より一層の温室効果ガス排出量の削減に向けて、大きな効果が期待される取組を優先的に取り組む重点項目として位置づけ、特に注力して事業を推進していきます。

① 建築物・設備における省エネルギー化の徹底

- ア LED照明、全熱交換換気扇、空調機器を省エネルギー型の設備へ更新し、建築物における省エネルギー対策を徹底します。
- イ 高断熱化・日射の遮蔽対策のために、外壁断熱補強や日射による熱負荷を軽減できるガラス窓への更新を図ります。
- ウ 設備を更新する際は、必要量に合わせた能力の設備を選定し、省エネタイプを選定して設備更新を行います。
- エ 今後予定している新築事業については、原則 ZEB Ready¹相当となることを目指します。

② 設備の脱炭素化・公用車における電化の推進

- ア 化石燃料を用いる空調設備等については、カーボンニュートラルガスの導入なども視野に、あらゆる方策を検討して脱炭素化の実現を目指します。
- イ 公用車については、積雪時の走行等で四輪駆動車が必要な地域があること、豪雪による長時間の渋滞などにより電力の確保が困難な事態も想定されることから、今後の新規導入・更新については地域特性を考慮しながら可能な範囲で電気自動車（プラグインハイブリッド車含む。）を導入します。
- ウ 街路灯・防犯灯のLED化を進めます。

③ 再生可能エネルギーの最大限の導入

- ア 設置可能な建築物（敷地を含む。）に太陽光発電設備を設置することを目指します。その際、PPAモデル²の活用も検討します。
- イ 地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を利用する冷暖房設備や給湯設備の導入を目指します。
- ウ 処理施設の排水を利用した小水力発電や焼却施設の廃熱を利用した発電の導入を目指します。
- エ 公共施設で利用する電力について、再生可能エネルギー由来の電力を積極的に導入・利用します。

④ 一般廃棄物の削減

- ア 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組の推進や分別徹底の周知拡大を図り、ごみ及びごみに含まれる廃プラスチック類等の焼却量削減を目指します。

¹ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物。削減量に応じて「ZEB」、「Nearly ZEB」、「ZEB Ready」、「ZEB Oriented」がある。詳細は参考資料参照。

² PPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）モデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その電気の使用料金を事業者が支払うビジネスモデル。詳細は参考資料参照。

(2) 職員の日常の取組

分類	取組
空調	<ul style="list-style-type: none">・クールビズ、ウォームビズを推進して、夏季及び冬季における空調使用時の室内温度は、冷房時 28℃、暖房時 18℃を目途に設定する。・ブラインドやカーテンを有効に利用する。
照明・電気	<ul style="list-style-type: none">・昼休みは、必要な箇所を除き消灯し、利用していない場所は消灯を徹底する。・OA 機器等は、省電力（節電）の設定を行う。
用紙	<ul style="list-style-type: none">・庁内ネットワークを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。・庁内業務の IT 化を推進し、アナログ業務を電子化する。・両面印刷や両面コピーを徹底する。・資料等の簡素化を図り、配布部数は適正量とする。
公用車	<ul style="list-style-type: none">・市外出張の場合は、可能な範囲で公共交通機関を利用する。・公用車を運転する際は、エコドライブを徹底する。
ごみ	<ul style="list-style-type: none">・用紙類やビン、缶、ペットボトル等資源化物の分別を徹底する。・マイボトルやマイカップ等を使用するなど、使い捨て商品の使用を抑制する。
水	<ul style="list-style-type: none">・洗面や手洗い等をする時は水の出し過ぎに注意し、節水に努める。・無駄な湯沸かし等をしないよう努める。
物品調達	<ul style="list-style-type: none">・物品やサービス等を購入する場合は、環境に配慮されたものを購入するグリーン購入に努める。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、副市長を会長とする庁内組織「小千谷市環境調整会議」による検討や意見交換等を密接に行うことで、全庁一体となった取組を進めていきます。

また、各課・局に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 小千谷市環境調整会議

副市長を会長、各施設等を所管する推進管理者で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

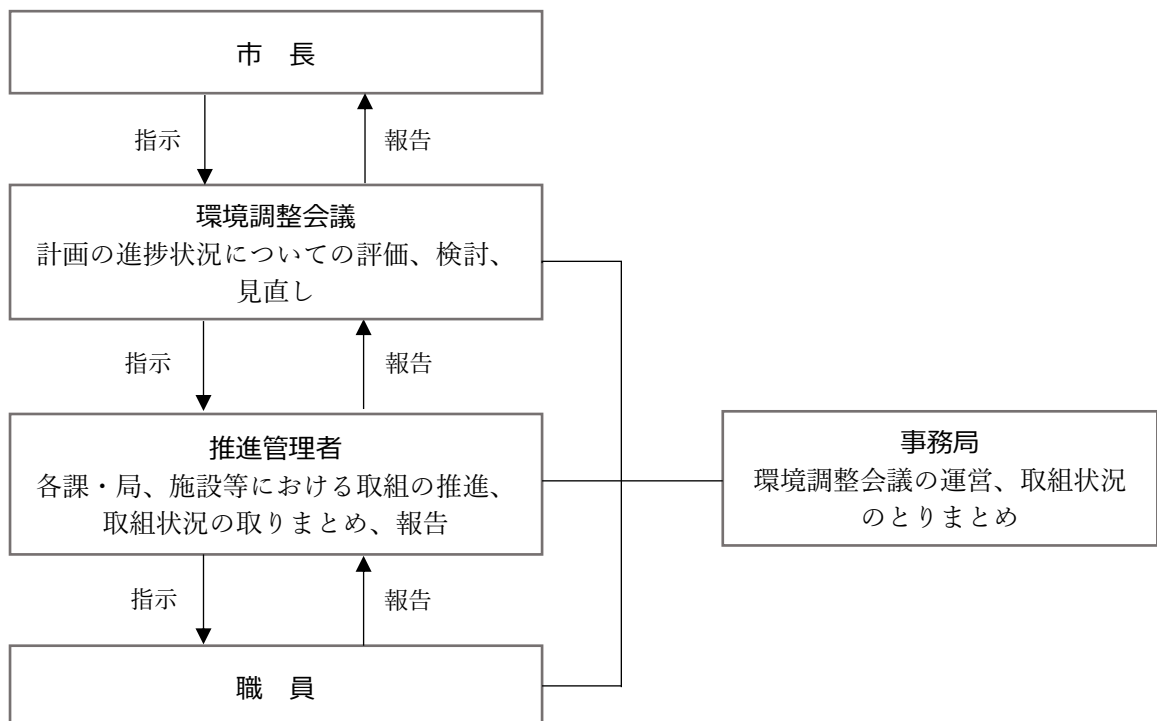
② 推進管理者

各課・局に1名配置します。基本的に、各課・局の長を責任者とします。各課・局及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

③ 事務局

市民生活課職員で構成します。事務局は、環境調整会議の運営全般を行います。また、各課・局の取組状況を把握するとともに、環境調整会議に報告します。

■本計画の推進体制



(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

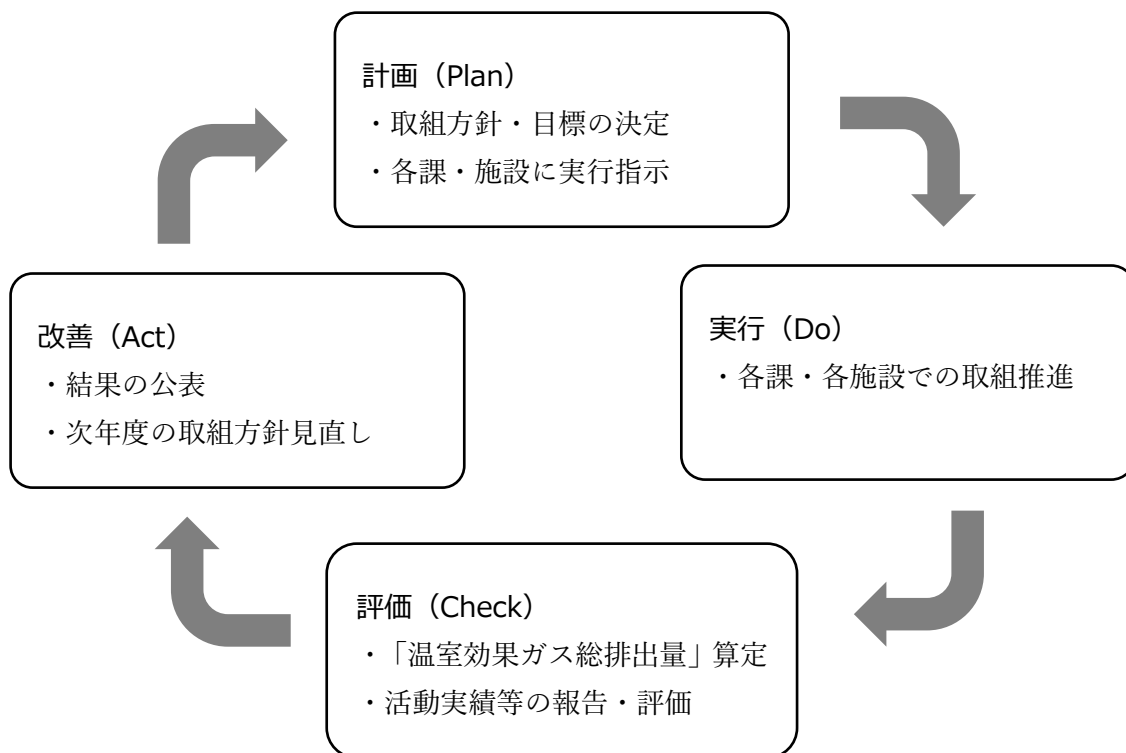
① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して環境調整会議に報告します。環境調整会議は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

環境調整会議は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026年度）に改定可否の検討を行い、必要がある場合には、本計画の改定に係る審議を行います。

■毎年のPDCAイメージ



(3) 進捗状況の公表

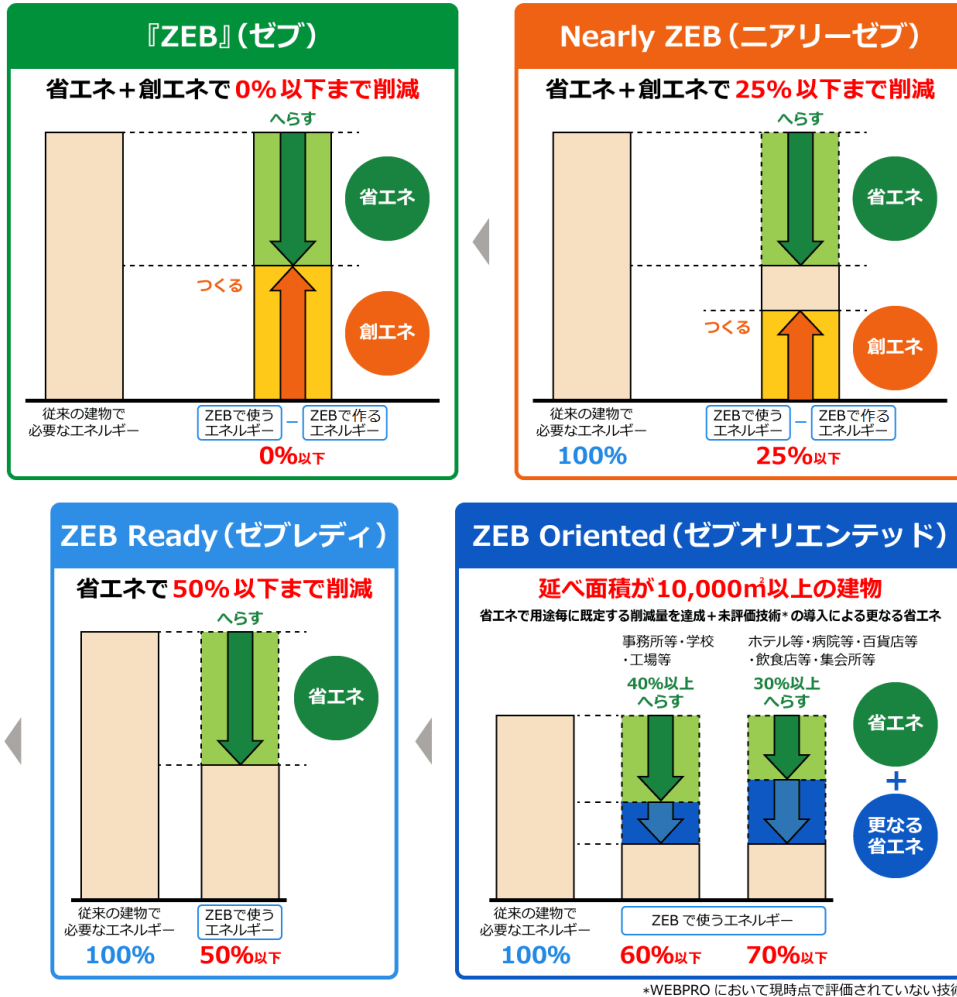
本計画の進捗状況は、ホームページ等で毎年公表します。

7 参考資料

【用語解説】

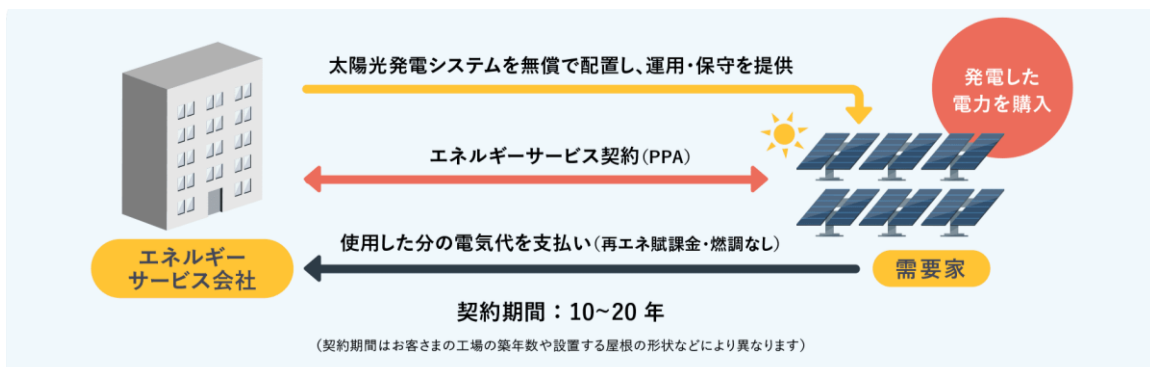
■ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物について、削減量に応じて下記の分類となります。



■PPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）モデル

事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その電気の使用料金を事業者に支払うビジネスモデルです。需要家の太陽光発電設備等の設置に関する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあります。



別紙1 対象施設等一覧

施設分類（大分類）名	施設分類（中分類）名	施設名	課室名
市民文化系施設	集会施設	岩沢住民センター	市民生活課
市民文化系施設	集会施設	川井住民センター	市民生活課
市民文化系施設	集会施設	東山住民センター	市民生活課
市民文化系施設	集会施設	片貝総合センター	市民生活課
市民文化系施設	集会施設	真人ふれあい交流館	観光交流課
市民文化系施設	集会施設	勤労青少年ホーム・東小千谷体育センター	生涯学習課
市民文化系施設	文化施設	市民会館	生涯学習課
市民文化系施設	文化施設	市民学習センター	生涯学習課
市民文化系施設	文化施設	習静菴	生涯学習課
社会教育系施設	図書館	図書館	生涯学習課
社会教育系施設	博物館等	若栃民具収集庫	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	信濃川河川公園	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	千谷運動公園	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	南部スポーツ広場	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	吉谷トレーニングセンター	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	片貝スポーツ広場	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	白山運動公園	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館・市民プール	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション系施設	観光・レクリエーション施設	地域間交流センターちぢみの里	観光交流課
スポーツ・レクリエーション系施設	観光・レクリエーション施設	山本山山頂トイレ・休憩所	観光交流課
スポーツ・レクリエーション系施設	観光・レクリエーション施設	市民の家	観光交流課
スポーツ・レクリエーション系施設	観光・レクリエーション施設	船岡公園	観光交流課
スポーツ・レクリエーション系施設	観光・レクリエーション施設	錦鯉の里	観光交流課
産業系施設	産業施設	テレワークセンター	商工振興課
産業系施設	産業施設	総合産業会館サンプラザ	観光交流課
産業系施設	農業施設	おぢやクラインガルテンふれあいの里	観光交流課
産業系施設	農業施設	農業管理センター	農林課
産業系施設	畜産施設	堆肥センター	農林課
産業系施設	畜産施設	山本山育成牧場	農林課
産業系施設	水産施設	錦鯉振興センター	農林課
学校教育系施設	小学校	千田小学校	学校教育課
学校教育系施設	小学校	南小学校	学校教育課
学校教育系施設	小学校	吉谷小学校	学校教育課
学校教育系施設	小学校	和泉小学校	学校教育課
学校教育系施設	小学校	小千谷小学校	学校教育課
学校教育系施設	小学校	東小千谷小学校	学校教育課
学校教育系施設	小学校	東山小学校	学校教育課
学校教育系施設	小学校	片貝小学校	学校教育課
学校教育系施設	中学校	千田中学校	学校教育課
学校教育系施設	中学校	南中学校	学校教育課
学校教育系施設	中学校	小千谷中学校	学校教育課
学校教育系施設	中学校	東小千谷中学校	学校教育課
学校教育系施設	中学校	片貝中学校	学校教育課
学校教育系施設	その他学校	旧川井小学校	学校教育課
学校教育系施設	その他学校	旧真人小学校	学校教育課
学校教育系施設	その他学校	総合支援学校	学校教育課
学校教育系施設	その他教育施設	学校給食センター	学校教育課
学校教育系施設	その他教育施設	教育センター	学校教育課
子育て支援施設	保育所	すみれ保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	保育所	わかば保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	保育所	北保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	保育所	南保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	保育所	吉谷保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	保育所	岩沢保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	保育所	旧高梨保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	保育所	東保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	保育所	片貝保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	保育所	真人保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	保育所	西保育園	健康未来こども課
子育て支援施設	幼児・児童施設	上ノ山児童遊園（トイレ）	健康未来こども課
子育て支援施設	幼児・児童施設	仲よし児童遊園（トイレ）	健康未来こども課
子育て支援施設	幼児・児童施設	健康・こどもプラザ（あすえ〜る）	健康未来こども課
保健・福祉施設	福祉施設	旧あきば荘	健康未来こども課

施設分類（大分類）名	施設分類（中分類）名	施設名	課室名
保健・福祉施設	福祉施設	地域支援センターみなみ・克雪管理センター	福祉課
保健・福祉施設	福祉施設	総合福祉センターサンラックおぢや	福祉課
保健・福祉施設	福祉施設	障害者支援センターさつき工房	福祉課
保健・福祉施設	福祉施設	養護老人ホーム	福祉課
保健・福祉施設	保健施設	旧健康センター	健康未来こども課
行政系施設	庁舎	ガス水道局庁舎	ガス水道局
行政系施設	庁舎	小千谷市役所 分庁舎	総務課
行政系施設	庁舎	小千谷市役所 本庁舎	総務課
行政系施設	消防施設	コミュニティ消防センター（平沢町）	消防本部・消防署
行政系施設	消防施設	コミュニティ消防センター（本村）	消防本部・消防署
行政系施設	消防施設	コミュニティ消防センター（町中）	消防本部・消防署
行政系施設	消防施設	元中子気象観測装置	消防本部・消防署
行政系施設	消防施設	川口出張所	消防本部・消防署
行政系施設	消防施設	東小千谷防災センター	消防本部・消防署
行政系施設	消防施設	消防本部庁舎	消防本部・消防署
行政系施設	消防施設	片貝地区消防団拠点施設	消防本部・消防署
公園	公園	防災公園	危機管理課
公園	公園	ぼっぼの里公園	建設課
公園	公園	やすらぎ公園	建設課
公園	公園	両新田公園	建設課
公園	公園	信濃川左岸公園	建設課
公園	公園	江東公園	建設課
公園	公園	草薙公園	建設課
公園	公園	西部公園	建設課
公園	公園	諏訪公園	建設課
供給処理施設	廃棄物処理施設	クリーンスポット大原	市民生活課
供給処理施設	廃棄物処理施設	時水清掃工場	市民生活課
供給処理施設	廃棄物処理施設	衛生センター清流園	市民生活課
供給処理施設	水道施設	吉谷浄水場	ガス水道局
供給処理施設	水道施設	小千谷取水場	ガス水道局
供給処理施設	水道施設	小千谷浄水場	ガス水道局
供給処理施設	下水道施設	上片貝処理場	ガス水道局
供給処理施設	下水道施設	吉谷処理場	ガス水道局
供給処理施設	下水道施設	岩沢処理場	ガス水道局
供給処理施設	下水道施設	川井処理場	ガス水道局
供給処理施設	下水道施設	池ヶ原処理場	ガス水道局
供給処理施設	下水道施設	真人処理場	ガス水道局
供給処理施設	その他供給施設	その他供給処理施設	ガス水道局
その他施設	火葬場・斎場・墓地	西山斎場	市民生活課
その他施設	その他施設	小千谷駅北駐車場	商工振興課
その他施設	その他施設	小千谷駅南駐車場	商工振興課
その他施設	その他施設	本町公衆便所	市民生活課
その他施設	その他施設	その他施設	建設課
その他施設	その他施設	一之町取水場	建設課
その他施設	その他施設	信濃川右岸堤防トイレ	建設課
その他施設	その他施設	信濃川右岸花壇散水栓	建設課
その他施設	その他施設	新屋敷取水場	建設課
その他施設	その他施設	日吉公衆トイレ	建設課
その他施設	その他施設	消雪パイプ・流雪溝	建設課
その他施設	その他施設	車両センター	建設課
その他施設	その他施設	片貝公衆トイレ	観光交流課
その他施設	その他施設	東大通教職員住宅	学校教育課
施設以外でエネルギーを消費する設備等	街路灯・信号機等	街路灯	建設課

別紙2 温室効果ガス算定項目

算定項目			算定できる温室効果ガス			
区分名	項目名	単位	CO2	CH4	N2O	HFC
燃料の使用(液体燃料)	ガソリン(揮発油)	L	○			
	:ガソリン 自動車での使用	L	○			
	:ガソリン 自動車以外での使用	L	○			
	灯油	L	○			
	:灯油 家庭用機器での使用	L		○	○	
	軽油	L	○			
	:軽油 自動車での使用	L	○			
	:軽油 自動車以外での使用	L	○			
燃料の使用(気体燃料)	A重油	L	○			
	液化石油ガス(LPG)	kg	○			
	:液化石油ガス(LPG) 家庭用機器での使用量	kg		○	○	
	:都市ガス うち家庭用機器での使用量	m3		○	○	
他人から供給された電気の使用	:都市ガス うちガス機関・ガソリン機関での使用量	m3		○	○	
	:都市ガス 小千谷市ガス水道局 13Aでの使用	m3	○			
	昼間買電	kWh	○			
	夜間買電	kWh	○			
自動車の走行	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	km		○	○	
	ガソリン車(バス)	km		○	○	
	ガソリン車(軽乗用車)	km		○	○	
	ガソリン車(普通貨物車)	km		○	○	
	ガソリン車(小型貨物車)	km		○	○	
	ガソリン車(軽貨物車)	km		○	○	
	ガソリン車(普通・小型・軽特種用途車)	km		○	○	
	ディーゼル車(普通・小型乗用車)	km		○	○	
	ディーゼル車(バス)	km		○	○	
	ディーゼル車(普通貨物車)	km		○	○	
	ディーゼル車(小型貨物車)	km		○	○	
	ディーゼル車(普通・小型特種用途車)	km		○	○	
	ハイブリッド自動車	km		○	○	
	天然ガス自動車(乗用車)	km		○	○	
一般廃棄物の焼却(廃棄物種類別)	廃プラスチック類(合成繊維)	kg	○			
	廃プラスチック類(合成繊維を除く)	kg	○			
一般廃棄物の焼却(施設種類別)	連続燃焼式焼却施設	kg		○	○	
下水・し尿の処理	終末処理場	m3		○	○	
	し尿処理施設	m3		○	○	
し尿・雑排水の処理	浄化槽	人		○	○	
自動車用エアコンディショナーの使用・廃棄	使用(HFC-134a)	台				○